

制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度～令和10年度東大阪市障害支援区分認定調査業務委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 令和8年6月1日から令和11年3月31日まで（34か月）
- (4) 委託場所 仕様書のとおり
- (5) 予定価格 委託料総額（税込）
- (6) 仕様書等 障害福祉認定給付課ウェブサイトへ掲載する。

2 契約条項を示す場所及び日

- (1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所 9階 福祉部障害福祉認定給付課
- (2) 日にち 令和8年4月17日（金）

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、次に掲げる要件のいずれも満たしていること。

- (1) 令和6・7・8年度東大阪市入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマークの付与認定もしくはISMSの認証を受けている、または自社で情報セキュリティポリシーが指針等により確立されていること（社内規定）。
- (8) 下記要件のいずれかに該当する者。
 - ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業所
 - ②指定特定相談支援事業者のうち東大阪市から委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する事業を行うもの

③介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人

4 スケジュール

項目	日程	手続きの方法	詳細
質疑受付	令和8年4月17日（金）から令和8年4月24日（金）午後5時30分まで	障害福祉認定給付課 へメール	5を参照
入札参加資格 審査申請	令和8年4月17日（金）から令和8年5月8日（金）午後5時30分まで	障害福祉認定給付課 へ持参 （送付可。当日必 着）	6を参照
入札参加の辞退	令和8年5月19日（火）入札開始まで	電話にて障害福祉認 定給付課に連絡	6を参照
入札及び開札	令和8年5月19日（火）午後2時	別館2階 入札室	7を参照

5 質疑受付について

入札参加を希望するものが質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないうえで、質疑書（ウェブサイトからダウンロードすることができる。）により障害福祉認定給付課までメール（shogainintei@city.higashiosaka.lg.jp）にて令和8年4月24日（金）午後5時30分までに送信すること。

なお、質疑に対する回答については、令和8年5月7日（木）までに障害福祉認定給付課ウェブサイト（お知らせ）において提供するものとする。

※入札・契約情報

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/19-3-1-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

6 入札参加資格審査申請に関する事項

(1) 入札参加資格審査申請の必要書類について

入札参加を希望するものは、次の書類を提出し、入札参加の資格審査を受けなければならない。

番号	書類の名称	様式
1	入札参加申請書	様式1 * 押印の省略が可能
2	受付票	様式3
3	担当者連絡先確認書	様式5
4	760円分の切手を貼った 長3号封筒（速達の簡易書 留）	入札参加確認通知書の返信用封筒に使用し ますので、宛名を記入しておいてください。

※各様式につきましては、ウェブサイトよりダウンロードしてください。

※様式1の押印を省略する場合は、真正性の担保が必要であるため「16 問合せ先」に記載の電話番号に事前に連絡をすること。

(2) 入札参加資格審査申請の場所及び日時

ア 申請場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 9階 福祉部障害福祉認定給付課

イ 申請日時 令和8年4月17日(金)(公告掲示後)から令和8年5月8日(金)まで(本市の閉庁日は除く。)の午前9時から正午及び午後0時45分から午後5時30分まで(郵便による場合も期限内必着)。

ウ 提出方法 持参又は発送記録が確認できる方法での送付をすること。

(3) 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格審査申請に係る提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和8年5月12日(火)までに通知する。

(4) 入札参加資格を認めなかった理由の説明に関する事項

ア 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求められることができる。

イ アの説明を求める場合は、令和8年5月13日(水)までに本市福祉部障害福祉認定給付課まで書面を持参の上提出し、又は発送記録が確認できる方法で送付しなければならない。

ウ 説明の求めがあった時は、令和8年5月15日(金)までに書面により回答する。

(5) 入札参加の辞退

入札参加資格審査申請の書類を提出した後、入札の参加を辞退する場合は、令和8年5月19日(火)入札開始までに電話にて障害福祉認定給付課に連絡の上、入札辞退届を提出すること(様式につきましては、ウェブサイトよりダウンロードしてください)。

7 入札及び開札の場所及び日時等

(1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 別館2階 入札室

(2) 日時 令和8年5月19日(火)午後2時(時間厳守)

(3) 開札は、入札直後同室で入札者立会の下で行う。

8 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止となったもの。

(2) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団

対策措置要綱による入札参加除外となったもの。

- (3) 入札参加資格審査申請期間に申請しなかったもの。
- (4) 入札に参加することが適正でないと決定されたもの。

9 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第96条第2号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第102条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 入札の方法

- (1) 入札に遅刻し、又は無断で欠席した場合は、失格とする。
- (2) 入札書に記載する金額は、消費税を含んだ合計金額を、算用数字を用いて記入し、金額の冒頭には必ず¥マークを記入すること。
- (3) 入札者は、入札済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
(入札書は、入札室に用意してある入札箱に投函すること。)
- (4) 入札用紙は必ず交付した規定の用紙に限ること。
(件名、金額及び日付の間違い、訂正、追記及び挿入並びに押印洩れ等は、無効となるので注意すること。)

※入札書は入札参加確認通知書送付の際、同封する。

- (5) 代理人により届出されている使用印鑑以外の印鑑を用いて入札される場合は、入札時、委任状を提出しなければならない。委任状には次に掲げる事項を記載し、届出されている使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印すること（届出されている印鑑を入札書に押印される場合、委任状は不要です。）。
 - ①入札日及び件名
 - ②届出の商号又は名称及び所在地
 - ③代表者又は受任者（支店等で届出されている場合）の職及び氏名
 - ④代理人の氏名

12 落札者決定方法

- (1) 落札者の決定は本市予定価格以内の最低額をもって入札した者とする。
- (2) 予定価格以内での入札が無い時は、直ちに再度の入札を行う。再度の入札の回数は2回とし、その結果落札者がいない場合は、入札は取りやめとする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上の場合は、クジにより落札者を決定する。

1 3 契約事項

- (1) 落札決定後、東大阪市財務規則第111条の規定により契約書を作成する。
- (2) 東大阪市財務規則第115条に基づき契約時に契約保証金を求める。契約金額の100分の3に相当する額以上とする。ただし、同規則第117条第1号のとおり履行保証保険契約を締結した場合は免除とする。
- (3) 契約締結に際しては、東大阪市暴力団排除条例第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出すること。

1 4 支払事項

支払いは毎月ごとに、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

※ただし、実際の委託件数に応じた単価により請求するものとする。本業務に係る単価は、委託料総額を仕様書に定める委託件数3,600件で除して得た額とする。

1 5 その他

- (1) 地方自治法、同法施行令その他関係法令に則ること。
- (2) 東大阪市財務規則を遵守すること。
- (3) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
 - ① 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある者
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の者
 - ③ 一方の会社の役員(監査役は含まない。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

1 6 問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市福祉部障害福祉認定給付課 TEL 06-4309-3184

(担当：高松・山本)

メールアドレス shogainintei@city.higashiosaka.lg.jp